

IPSAS 第 49 号「退職給付制度」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会委員長 公認会計士 高橋 宏延^{たかはし ひろのぶ}
公会計委員会政府会計専門委員会副委員長 公認会計士 仲 友佳子^{なか ゆかこ}

本稿では、2023 年 11 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された IPSAS 第 49 号「退職給付制度」（以下「IPSAS 第 49 号」）について解説する。

1. 本プロジェクトの経緯

IPSAS を適用している公的部門の主体の中には、その従業員に退職一時金や年金を支払うための退職給付制度（年金基金等）を自ら、又は被支配主体として運営している主体が、少数ながら存在する。それらの主体は、現行の IPSAS の基準書には年金基金を扱う基準書が無いため、やむなく年金基金の会計基準として IAS 第 26 号「退職給付制度による会計処理及び報告」（以下「IAS 第 26 号」という。）を適用してきた。しかし、該当する IPSAS がいない場合にどの会計基準を適用すべきかを定めている IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の考え方を当てはめると、必ずしも IAS 第 26 号は適用できないのではないか、という問題点への対処を求める声が上がっていた。

そこで IPSASB は、退職給付制度を扱う IPSAS を IAS 第 26 号に基づいて開発する「[プロジェクト概要書](#)」を 2021 年 3 月の会議で決定した。IAS 第 26 号は 1987 年に制定された古い基準書であるため、単純に IAS 第 26 号を公的部門用に修正するのではなく、他の IPSAS と形式面でも整合するように適宜文章を追加及び修正することとされた。修正の大きさを鑑み、文書の表題も「退職給付制度」と簡潔にすることを決定した。

IPSASB は、2021 年 12 月会議で ED 第 82 号を暫定承認し、一部の積み残し論点について修正内容を 2022 年 2 月会議に確認した上で、2022 年 4 月 1 日付で公表し、2022 年 8 月 1 日を期限として各国関係者からコメントを募集した。

IPSASB は当時、収益等の新 IPSAS の検討が佳境で会議日程がひっ迫していたため、ED 第 89 号に寄せられたコメントの検討はコメント期限から半年後の 2023 年 3 月会議から開始された。その後、2023 年 9 月会議で IPSAS 第 49 号が承認され、2023 年 11 月に公表された。

2. IPSAS 第 49 号の全体構成

IAS 第 26 号は本文のみで約 10 ページの短い基準書であるが、IPSAS 第 49 号は本文の他に適用指針、他の IPSAS の修正、結論の根拠、適用ガイダンス、設例及び公的部門用の独自のセクションが追加されており、総ページ数も 33 ページと約 3 倍に増えている。設例セクションには強制力はないが、退職給付制度の財務諸表が 3 種類示されており、財務諸表作成者の参考になると考えられる。

3. 目的と範囲

IPSAS 第 49 号は、公的部門の事業主又はスポンサーが、主として元従業員に退職給付を年金及び（又は）一時金の形態で支給するために設立した退職給付制度に適用される。年金基金が主な適用対象であり、福祉又は社会保障プログラムにより支給される老齢年金や、全市民に年金を支給する社会保障制度には適用されない。

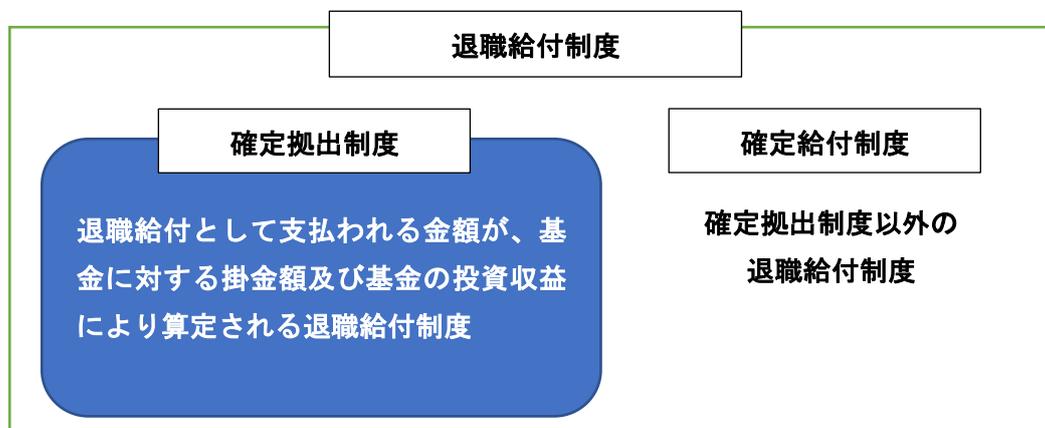
IPSAS 第 49 号において、退職給付制度は報告主体である。つまり、制度加入者の事業主や制度を管理する主体とは別に報告を行う。主体が複数の別個の退職給付制度を管理している場合には、個々の制度について財務諸表を作ることが必要になる（AG6）。

IPSAS 第 49 号は、単一事業主制度だけでなく、複数事業主の制度や、公的制度（State Plan：法令により設立され、法律に定められた経済カテゴリー内の全ての主体を対象とする複数事業主制度のように運営されるものをいう。）も対象範囲とする（AG7）。

4. 定義

IPSAS 第 49 号の用語の定義のうち、「確定給付制度」及び「退職給付債務」の二つは、IAS 第 26 号の定義とは異なっている。

確定給付制度の定義については、事業主側の視点に基づく IPSAS 第 39 号「従業員給付」（以下「IPSAS 第 39 号」という。）の定義¹ではなく、退職給付制度側の視点に基づく IAS 第 26 号の定義²を利用することを一旦決定した。しかし、最終的には IPSAS 第 39 号とほぼ同様の定義としている（下図）。



退職給付債務の定義については、確定給付制度と確定拠出制度の場合分けを行って、確定給付制度の場合には「約束された退職給付の保険数理による現在価値」、確定拠出制度の場合には「確定拠出債務」としている（第 9 項）。

¹ IPSAS 第 39 号の確定給付制度の定義：確定拠出制度以外の退職後給付制度をいう。

² IAS 第 26 号の確定給付制度の定義：退職時又はその後、（年金又は一時金の形式で）事業主が、従業員に対して給付を行う取決めをいう。その給付額は、一定の文書の条項又は事業主の慣行により、退職に先立って算定又は見積可能なものである。

5. 認識

IPSAS 第 49 号は、退職給付債務を、財政状態計算書の本体に認識することを要求している。この点、IAS 第 26 号では財務諸表の注記、又は別個の保険数理報告書において開示する方法も許容しているが、IPSAS 第 49 号は、退職給付債務は重要な情報であるとして、財政状態計算書の本体に認識する方法のみを認めている。

財政状態計算書の本体での退職給付債務の認識方法

確定給付制度	約束された退職給付の保険数理による現在価値に対する引当金
確定拠出制度	確定拠出債務

6. 測定

退職給付制度の制度投資は、公正価値で測定する。公正価値測定は、IPSAS 第 41 号「金融商品」、IPSAS 第 16 号「投資不動産」等、対象資産に適する基準書の定めに従う。

確定給付制度の、約束された退職給付の保険数理による現在価値は、「予測給与水準」を使用して、現在までに提供された役務に関して、制度の規約に基づく約束された給付を基礎とする。この点、IAS 第 26 号は予測給与水準だけでなく、現在の給与水準の使用も認めているが、現在の給与水準を使用すると約束された退職給付の保険数理による現在価値が過小評価される可能性があるため、IPSAS 第 49 号では当該選択肢は排除している。

また、国によって退職給付制度の仕組みや規則が大きく異なるので、制度への掛金や制度からの給付について、特定の財務諸表の構成要素は定めないこととした。例えば、掛金を収益とする国と負債とする国、給付を費用とする国と負債の減額とする国がある。

7. 財務諸表の種類

IAS 第 26 号は、キャッシュ・フロー計算書を作成すべきかどうかを明確に示していない。IPSASB はこの点について議論した結果、キャッシュ・フロー計算書は重要な情報であるとして、IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」の定めに従い、直接法を用いて作成することを決定した。

8. ED 第 82 号との相違点

規範性（強制力）のある、本文と適用指針のセクションでは、事業主に関する記述の多くが、事業主とスポンサーを併記する形に変更された。「従業員」の用語もより幅広い「加入者」の用語に変更されている。

適用指針のセクションでは、用語の他にも、確定給付債務の会計処理、約束された退職給付の数理計算上の現在価値などに関して説明するためのパラグラフを追加している。

設例については、前提条件等は ED 第 82 号のままで、財務諸表例に内訳項目が数行追加されている。

9. 我が国の公会計

日本の国及び地方自治体では、従業員に対する退職給付制度を直接運営しておらず、国の財務書類や

各地方自治体の財務諸表では、年金基金は連結対象外と思われる。

公務員の退職給付については2015年から、厚生年金制度との一元化(被用者年金一元化)が図られ、企業年金における3階部分に相当する「退職等年金給付」が新設されている(旧制度における職域加算部分は年金制度としては支払いのみ実施)。

国家公務員の年金給付は、国家公務員共済組合連合会が国家公務員共済組合法に基づき会計及び決算を行っている。地方公務員の年金給付は、地方公務員共済組合法に基づき、地方職員共済組合(道府県の職員)、東京都職員共済組合(都の職員)、市町村職員共済組合等の共済組合がそれぞれ会計及び決算を行っている。いずれもIPSAS第49号が想定する制度とは異なっている。

10. (参考) 財務諸表の例示

3種類の設例に基づく財務諸表の例を示している。設例1と2は確定給付制度、設例3は確定拠出制度の場合を示している。

設例1

- 確定給付制度
- 掛金を収益、給付を費用として扱う
- 全てのキャッシュ・フローを事業活動から生じるキャッシュ・フローとして扱う

設例2

- 確定給付制度
- 掛金を負債、給付を負債の減少として扱う
- 投資収入、管理費支出、投資支出及び投資収益に係る法人税等支出が事業活動から生じるキャッシュ・フローとなる。制度投資の購入及び売却は投資活動である。掛金及び給付、他の制度への振替並びに掛金に係る法人税等は財務活動である。

設例3

- 確定拠出制度
- 掛金を収益、給付を費用として扱う
- 投資収入、管理費支出、受取済掛金、支払済給付(と関連する収入及び支出)、並びに法人税等が事業活動となる。制度投資の購入及び売却は投資活動である。

注：設例の財務諸表上の金額欄の「N/A」は、該当なしを意味する。

財政状態計算書

20XY年12月31日現在

(通貨単位：千)

設例1 設例2 設例3

(DB) (DB) (DC)

資産

現金及び現金同等物	X	X	X
(適切に分類された) 制度投資	X	X	X
未収利息及び未収配当金	X	X	X
未収掛金	X	X	X
その他資産	X	X	X
資産合計	X	X	X

負債

未払金	X	X	X
未払給付	X	X	X
未払法人税等	X	X	X
その他負債	X	X	X
加入者に対する給付債務を除く負債合計	X	X	X

退職給付のために利用可能な純資産

X X X

約束された退職給付の保険数理による現在価値に対する引当金

X X N/A

確定拠出債務

N/A³ N/A⁴ X

その他準備金

X X X

基金の超過又は欠損

X X X

³ ハイブリッド制度の場合には、確定拠出債務の金額も存在するだろう。

⁴ 注4と同様

給付のために利用可能な純資産の変動計算書

設例 1 設例 2 設例 3

20XY 年 12 月 31 日終了年度

(DB) (DB) (DC)

(通貨単位：千)

	設例 1 (DB)	設例 2 (DB)	設例 3 (DC)
給付のために利用可能な純資産（期首）	X	X	X
投資収益	X	X	X
制度投資の公正価値の純変動額	X	X	X
利息収益	X	X	X
投資収益	X	X	X
配当収益	X	X	X
その他収益	X	X	X
	X	X	X
掛金			
事業主	X	X	X
加入者	X	X	X
発生した給付	X	X	N/A
スポンサーからの資金 ⁵	X	X	X
給付のために利用可能な純資産の増加額合計	X	X	X
支払済給付	X	X	X
投資関連費用	X	X	X
運営及び管理費用	X	X	X
その他費用	X	X	X
法人税等	X	X	X
給付のために利用可能な純資産の減少額合計	X	X	X
他の制度との間の移転	X	X	X
給付のために利用可能な純資産の純増加額／減少額	X	X	X
給付のために利用可能な純資産（期末）	X	X	X

⁵ この資金は一般的に賦課式の制度に関連し、例えば中央政府によって拠出される。事業主からの掛金とは区別される。

退職給付制度債務の変動計算書

設例 1 設例 2 設例 3

20XY 年 12 月 31 日終了年度

(DB) (DB) (DC)

(通貨単位：千)

退職給付制度債務（期首）

X X X

掛金

事業主

N/A X X

加入者

N/A X X

スポンサーからの資金

N/A X X

他の制度からの移転

X X X

保険数理上の仮定の変動

X X N/A

発生した給付

X X N/A

退職給付制度債務の増加額合計

X X X

支払済給付

X X X

他の制度への移転

X X X

掛金に係る法人税

N/A X X

退職給付制度債務の減少額合計

X X X

退職給付制度債務（期末）

X X X

注：退職給付制度債務の変動計算書の代替として、この情報を財務諸表の注記で示すことができる。

キャッシュ・フロー計算書

設例 1 設例 2 設例 3

20XY 年 12 月 31 日終了年度

(DB) (DB) (DC)

(通貨単位：千)

事業活動から生じるキャッシュ・フロー

収入

制度投資の売却	X	N/A	N/A
利息収入	X	X	X
配当金収入	X	X	X
その他の収入	X	X	X
事業主からの掛金収入	X	N/A	X
加入者からの掛金収入	X	N/A	X
スポンサーからの受取資金 ⁶	X	N/A	X

支出

制度投資の購入	X	N/A	N/A
投資関連の支出	X	N/A	X
加入者への支払済給付	X	X	X
運営及び管理支出	X	X	X
その他支出	X	X	X
掛金に係る法人税支払額	X	N/A	X
投資に係る法人税支払額	X	X	X
他の制度との間の移転	X	N/A	N/A

事業活動から生じるキャッシュ・インフロー（アウトフロー）の純額

X X X

投資活動から生じるキャッシュ・フロー

制度投資の購入	N/A	(X)	(X)
制度投資の売却	N/A	X	X
投資関連費用	N/A	N/A	X
他の制度との間の移転	N/A	N/A	X

投資活動から生じるキャッシュ・インフロー（アウトフロー）の純額

N/A X X

⁶ この資金は一般的に賦課式の制度に関連し、例えば中央政府によって拠出される。これは事業主からの掛金とは区別される。

キャッシュ・フロー計算書
20XY年12月31日終了年度

設例1 設例2 設例3
(DB) (DB) (DC)

(通貨単位：千)

財務活動から生じるキャッシュ・フロー

事業主からの掛金収入	N/A	X	N/A
加入者からの掛金収入	N/A	X	N/A
スポンサーからの受取資金 ⁷	N/A	X	N/A
加入者への支払済給付	N/A	X	N/A
他の制度との間の移転	N/A	X	N/A
掛金にかかる法人税等	N/A	(X)	N/A
財務活動から生じるキャッシュ・インフロー（アウトフロー）の純額	N/A	X	N/A

現金及び現金同等物の純増加（減少）額

現金及び現金同等物の期首残高	X	X	X
現金及び現金同等物の期末残高	X	X	X

以 上

⁷ この資金は一般的に賦課式の制度に関連し、例えば中央政府によって拠出される。これは事業主からの掛金とは区別される。